



IFALPA SECURITY Committee Meeting 出席報告

2013年度の SECURITY Committee Meeting が9月10日から12日の3日間、カナダ、モントリオールの ICAO 本部において開催され、IFALPA 5名、各国13組合19名、オブザーバーとして、ICAO、IATA、ECA (Europe Cockpit Association)、Canadian Police Department から計7名、更に今回は、1988年以降の歴代 Chairman 3名の特別出席を含め総勢34名と、過去に例を見ない出席者数となった。ALPA Japan からは、丸山 Security 委員長が出席した。

1. ICAO 関連

ICAO を代表し、AVSEC(Aviation Security)部門の責任者 Marriott 氏より、次回、第38回 Security Assembly における議題の概要、その他、現在 ICAO AVSEC 部門において最重点項目として位置付けている Security Screening、Air Cargo Security に関連する Policy 等についての詳細な解説が行われ、その後出席者との間で、活発な質疑応答が行われた。

また、昨年末、国内の一部の空港においても実施された Universal Security Audit Program (締約国国内の空港を対象とした保安関連監査) については、締約国に Annex 17 の規定を確実に批准させることを主目的としているという、ICAO 本部の基本方針が述べられた。更に現在試験的導入段階にある Passenger Screening の一手法、Behavior Detection (旅客に対して幾つかの質問を行い、専門知識を有する検査官が、当該旅客の挙動を観察することにより、Risk 判定を行う。) の有効性等に関して、将来の本格的な導入に向け研究が進められている旨の報告があった。

最後に Chief of Flight Operation の Fox 氏より、ICAO と IFALPA の過去65年にわたる良好な協力関係に対する感謝の意が述べられ、また今後も航空安全の更なる向上に向け、お互いの組織が力を合わせることを約束した。

2. IATA 関連

IATA は、旅客に対する Security Check の迅速性、効率性向上を目指した“Check Point of the Future”の試験運用を開始。既に米国等において導入されている旅客のリスクベースにより、Screening の簡略化を図るというコンセプトを基本としたもので、2014年からは、新たにアムステルダム、ヒースロー、ガトウィックの各空港との間で、試験運用の同意がなされている。

3. Tokyo Convention (東京条約) 改訂提案

航空機内で行われた犯罪の裁判権及びこれらを取り締まる為の機長の権限について定めた、ICAO の東京条約の一部改訂が提案されている。尚、締結国間の最終調整は、2014年3月に行われることになっている。

(次頁へ続く)



Article 1. 飛行中の航空機内における不法行為に対する法的管轄権は、着陸後、当該航空機が締結国の法執行機関の管轄下におかれるまでの間、機長に帰属するものとする。

Article 3. 航空機内における不法行為に対し、各締結国において司法権を設定する。

Article 6. IFSO (In-Flight Security Officer) による拘束具の使用を認める。但し、不法行為を行った者に対する法執行機関への身柄引き渡しについては、機長の権限に委ねられるものとする。また、不法行為に対する起訴については、締結国間による調整を行うものとする。

条約改訂に関わる締結国間の最終的な検討は、2014年春に予定されている。

4. SECURITY POLICY の Review 及び Position Paper の作成

会議2日目、出席者を4つの Working Group に分け、Security Management System、Manpads、Laser Attacks、Crew Actions in Hijack の4項目について、Policy の Review、Position Paper 作成の準備を行った。会議中における実務作業は、当委員会における初めての試みで、出席者全員で活発な討議が行われた。

5. AREAS OR AIRPORTS WITH REPORTED SECURITY RISKS

IFALPA Annex 29 掲載済みのアフガニスタン、イラク、リビアとなっており、追加は無。

6. AVSEC に関連する世界情勢

米国国内においては、既に28か所の空港において Duty Crew に対しての Security Check の簡素化 (Known Crew Member Program) が実施されており、最終的には全米70か所の空港に拡大していく予定。ドイツにおいても同様な Program の導入について検討が開始されている。

Laser Attack に関しては、一部の国において報告件数の減少がみられるが、依然多数の事例が報告されており、各国共、罰則規定の強化、法整備に取り組んでいる。

対応の遅れが指摘されている航空機、航空関連施設への Cyber Attack について、既に欧州の一部の国では、本格的な対策に乗り出している。

7. VICE-CHAIRMAN (副議長) 選挙

任期満了に伴う Vice-Chairman 2名の選挙が行われ、投票の結果、Capt. Guzman (SEPLA)、Capt. Jo Schoenmaker (Dutch ALPA) 両名を選出した。

8. 次回の MEETING 開催地

2014年11月、バンコク、ICAO Office にて開催予定。